

令和4年11月30日

保護者 様

鴻巣市立赤見台中学校
校 長 池田 耕司

自転車に乗車する際の乗車用ヘルメットの着用の徹底について

向寒の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動に、ご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、国の交通対策本部長の通知を受け、文部科学省及び埼玉県教育局県立学校部保健体育課長から、令和4年11月25日付け、鴻巣市教育委員会教育長を通じて、市内各小・中学校に通知がありました。

つきましては、下記のとおり、実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 内 容 **自転車に乗車する際の乗車用ヘルメットの着用の徹底について**
○本校には、原則として、自転車通学者はおりません。しかし、部活動の対外試合やコンクールなどに参加する際、またその他移動で自転車を利用する場合、生徒は必ず乗車用ヘルメットを着用します。
- 2 実施時期 **令和4年12月1日（木）より段階的に実施**
(1) ヘルメットがない場合は、各家庭でご用意ください。学校で販売はいたしません。なお、色やかたちに指定はございません。各自が自分に適するヘルメットを準備するようお願いします。
(2) 冬季休業日が始まる令和4年12月24日（土）から、完全実施できるようにお願いします。
- 3 その他
(1) 裏面は、上記の通知文の中の参考2「道路交通法の改正内容」の「乗車用ヘルメットに関する規定」についてです。
(2) 各家庭で、自転車を利用する場合でも、乗車用ヘルメットの着用について、ご理解とご協力をお願いします。

道路交通法の改正内容

令和4年4月27日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」(令和4年法律第32号)により、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務を課すこととされ、「公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日」から施行することとなっている。

乗車用ヘルメットに関する規定

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【該当規定】改正後の道路交通法第63条の11